

AHRC NEWS LETTER

電話番号：03-4283-0082

2020年4月 制作・発行 AHRC事業協同組合 <http://ahrc-bc.com>

新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限措置や各航空会社の運休等により、技能実習生が入国できず、業務に支障をきたしている企業も出ています。今の時期は企業にとっても厳しい状況ではありますが、遠い故郷を離れた技能実習生にとっても厳しい状況かと思えます。こうした時こそ、実習生・企業・組合で手を取り合い連携して、難局を乗り越えていきましょう！

会員企業様でもしお困りのことがあれば、なんでも当組合にお問合せ下さい。ご一緒に考えさせて頂ければと思います。

1 雇用の存続に関するルール

【解雇に関するルール】

- 日本では、整理解雇を行う場合の要件は厳しく設定されており、経営の存続が非常に厳しい状態では認められていません。その場合以外は違法になります。労働者の自由な意思に基づかない退職の推奨（退職勧奨）も、同様の要件となります。

【休業手当の支払義務】

- 会社の都合で労働者を休ませた場合は、平均賃金の6割以上を休業手当として支払う必要があります。この休業手当は、日本人の労働者と同じように技能実習生にも支払わなければなりません。
- 労働者に休業手当を支払った場合は、一定の要件を満たせば雇用調整助成金を受けられることがあります。この助成金は、日本人の労働者と同じように技能実習生にも適用されます。

2 技能実習生のメンタルヘルス対策

技能実習生は母国を離れて日本で生活していることから、言葉の壁や文化の違い、情報収集の難しさ、日本社会の外国人へのサポートの限界等の問題により、日本人労働者以上にストレスを受けやすいとされます。

生活指導員だけでなく職場全体で、技能実習生の「いつもと違うことに気づく」ことが大切です。そのためには、日頃から技能実習生の態度や状況などの変化に注意する必要があります。

実習生に労働者に何らかの不調、または変化が見られた場合は一度時間を取って、アドバイスや指摘をするのではなく、話をゆっくりと「聴く」機会を作ることが大切です。その際に著しい変化に気づいたならば、率直に心配している気持ちを伝え、専門家に相談するなどの対策の措置を取りましょう。AHRC事業協同組合では、組合スタッフまたはベトナムスタッフで、実習生のカウンセリングの対応も可能です。

3 技能実習生向けの相談窓口

- 外国人向けコロナウイルスホットライン

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/news/backstories/1019/>

- 外国人技能実習生の母国語相談窓口

<https://www.otit.go.jp/>

AHRC事業協同組合のHPでは随時アップデート情報を掲載しています。 <http://ahrc-bc.com/>